

佐賀県立九州陶磁文化館カフェテラス運営事業者募集要領

第1 募集の内容

1 目的

佐賀県立九州陶磁文化館の来館者へのおもてなし、くつろぎや賑わいスペースの創出及び利便の向上を図ることを目的として、飲食物を提供するカフェテラスを運営する事業者を公募により選定するため、必要な手続き等について定めるものです。

2 施設等概要

(1) 施設名

佐賀県立九州陶磁文化館（カフェテラス）

(2) 場所

佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100-1

(3) 面積及び席数

カフェテラス

(ア) 厨房 15.00㎡（使用許可部分面積）

(イ) 客席 約98.00㎡（フリー部分面積） 20席

厨房部分は使用許可対象面積で使用料（3 カフェテラスの実施条件の（16）参照）を支払っていただくことになります。なお、客席部分及びテラスはフリー部分とし、使用許可対象外（使用料不要）となります。

(4) その他

佐賀県立九州陶磁文化館の昇降機の更新のため、令和3年1月1日から令和3年3月31日まで休館の予定です。

3 カフェテラスの実施条件

(1) 実施方法

県による行政財産の使用許可を受けた上で業務を行っていただきます。

(2) 営業開始日

遅くとも令和2年4月24日（金）までには営業を始めてください。

(3) 営業日

原則として佐賀県立九州陶磁文化館の開館日とします。

佐賀県立九州陶磁文化館の閉館日

・毎週月曜日（ただし、月曜日が祝日及び休日のときは開館し翌日閉館、5月7日を除く）

・12月29日～12月31日（年度によっては変更する場合があります）

(4) 営業時間

営業時間は、応募者の企画提案内容を受け、協議の上決定しますが、少なくとも以下の時間は営業してください。

・午前10時から午後3時まで

特別企画展開催中などは、営業時間の変更を依頼する場合があります。

(5) 営業品目

カフェテラスで提供するものは、飲食物とし、メニューは原則として自由とします。
来館者の昼食や喫茶として適当なメニューを提案してください。

(6) 提供料金

適切な価格で提供できるよう努めてください。(現在の料金等については、別紙1を参照してください。)

(7) サービス方式

サービス方式(フルサービス、セルフサービスなど)は、出店者に一任します。

(8) 地産地消等の推進

可能な限り地元産の食材を使用してください。

(9) 従業員の雇用

従業員の雇用の際には、地元の方の雇用に十分に配慮してください。

(10) 衛生配慮の実践

害虫等は衛生面だけでなく、収蔵品等に被害を及ぼす恐れがありますので、カフェテラス、厨房は常に清掃し、残飯等は毎日に処分して害虫等の発生予防に努めてください。

(11) 施設関連備品等

現有機器備品等(別紙2)については、無償で貸与します。

ただし、貸与機器備品等は、現在使用しているものであり、新品ではありません。

上記機器備品等以外の厨房用品、什器、その他必要な備品は、出店者の負担とします。

(12) 法令等の遵守

食品衛生法、県管理上の諸規則その他法令、規則等に基づいた事業運営を行っていただきます。

(13) 管理費

使用の許可を受けた部分及び客席部分で使用する光熱水費は、計量器(子メーター)等により使用実績に応じ、実費相当分を別途負担していただきます。

管理費は、月毎に請求しますので、納入期限までに支払ってください。

参考(平成30年度実績 月平均 5,302円)

(14) 使用にあたっての注意義務等

施設・設備の管理

(ア) 出店者は、使用許可物件(電気、機械及び防災等の各設備は除く。)を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。

(イ) (ア)の規定による維持保存のため、通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者の負担とします。

(ウ) 出店者は、使用許可物件を指定する用途以外に供することはできません。

(エ) 出店者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできません。

(オ) 出店者は、使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、

又は使用計画書を変更しようとするときは、事前に書面により県の承認を受けなければなりません。

防災上の配慮

出店者は、使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画書を変更しようとするときは、工事図面ができた時点で、特に設備工事等に関して、有田消防署との図面提出等の協議を行う必要があります。(県と協議の上実施すること)

また、消防法等の関係法令を順守してください。

廃棄物の処理等

厨房で発生する全ての廃棄物の回収・処分については、出店者の負担で責任もって行ってください。

店舗内の清掃

出店者は、使用の許可を受けた部分及び客席部分の清掃を自ら行ってください。

閉店後の防犯対策

出店者は、使用の許可を受けた部分及び客席部分の閉店後の防犯対策を自らの負担と責任で講じてください。

原状回復

(ア) (オ)により模様替え等を行った使用者は、使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、自己の負担で、県が指定する日までに、使用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、県が特に承認したときは、この限りではありません。

(イ) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担においてこれを行うことができます。

損害賠償

(ア) 出店者は、その責めに帰す事由によって、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

(イ)(ア)に掲げる場合のほか、出店者は、県が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(ウ) 出店者は、出店場所の使用にあたり、県又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

許可取り消しに伴う損失の取扱い

(ア) 使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損失が生じた場合でも、県はその損失を補償しません。

(イ) 使用許可が取り消された場合において、出店者が使用許可物件を改良し、有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還は行いません。

その他

(ア) カフェテラスはもちろんのこと、建物内全て禁煙です。

(イ) 店舗の設置・運営にあたっては、使用許可条件、関係法規及び県の関係規定等に定

める事項を順守し、社会教育を担う中核施設としての佐賀県立九州陶磁文化館の趣旨に反しないよう実施してください。

(ウ) 県は、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持管理に関し、指示することがあります。

(エ) 出店時には、営業日・時間、衛生管理、施設設備の維持管理、光熱水費等の管理費、運営等に関する県の立入調査等に関して覚書を締結するものとし、その際には連帯保証人1名を必要とします。

(15) 使用許可期間

使用を許可する期間は2年以内とし、期間満了の都度、実績を踏まえ更新することとします。(当初使用許可から最長で5年間更新可能とします。)なお、初年度については、令和4年3月31日までとします。

店舗の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含まれます。

使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了の2か月前までに書面をもって申請してください。

出店許可条件に違反した場合や県が公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするときなどは、使用許可を取り消す場合があります。なお、この場合、使用許可の取消しの日から起算して20日以内に使用物件を明け渡す必要があります。

(16) 使用料等

建物等使用料は、毎年度当初に当該年度の年額を算定し、請求することとします。

令和2年度 年額(9か月分) 155,900円

令和3年度 年額 207,800円

使用料は、県の指定する期日までに年額分を納付いただくこととします。

(17) その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて佐賀県立九州陶磁文化館と出店決定者で協議して定めるものとします。

4 施設等の概要

別紙の「平面図」を参照してください。

第2 応募者の資格・手続等

1 応募者の資格

応募の資格者は、次の全ての要件を満たしていることとします。

- (1) 募集の内容を理解し、出店に意欲があり、良質な飲食品を低廉な価格で提供できる能力を有する者であること。
- (2) 現在、県内において、同様の店舗又は事務所を有し、3年以上の喫茶店等飲食に関する営業実績を有する者であること。
- (3) 佐賀県食品衛生責任者の資格を有する者を配置できること。
- (4) 応募者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。
- (5) 破産手続開始の決定を受けた法人又は精算法人でないこと。

- (6) 食品衛生法に基づく営業の禁止命令、停止命令又は改善命令の行政処分を過去3か年受けていないこと。
- (7) 県税（県民税、事業税及び地方消費税）の未納がないこと。
- (8) 応募者又は応募団体の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、また次の(イ)及び(キ)に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているもの
- (9) 応募者又は応募団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

2 施設内覧会

施設の内覧会を次のとおり行います。

(1) 開催日時

令和2年1月24日（金）10時から12時

なお、当日参加できない方は令和2年2月20日まで随時受け付けますので希望される日時をご連絡ください（土日、祝日、閉館日は除きます）。

(2) 開催場所

佐賀県立九州陶磁文化館

(3) 参加方法

参加を希望される場合は、施設内覧会参加申込書（様式1）により、以下まで事前に申し込んでください。（FAX又は電子メールで送信する場合は、事前にご連絡ください。）

佐賀県立九州陶磁文化館

〒849-0501 西松浦郡有田町戸杓乙3100-1

電話：0955-43-3681

FAX：0955-43-3324

Eメールアドレス：kyuto@pref.saga.lg.jp

3 応募の手続き

(1) 申請書類の内容

応募に当たっては、次により申請書類を提出してください。

なお、県が必要と認めた場合は、この他に資料の提出を追加して求めることがあります。

- ・ 応募申請書（様式 2）
- ・ 企画提案書（様式 3）
- ・ 年間収支見積表（様式 4）
- ・ 会社概要書（様式 5）
- ・ 誓約書（様式 6）
- ・ 納税証明書（直近 1 年間の個人県民税・個人事業税、法人県民税・法人事業税、地方消費税）
- ・ （法人の場合）定款、登記簿謄本（原本）（個人で商号を用いる場合は、商号登記簿謄本（原本））
- ・ （法人の場合）財務諸表等経営状態の判明できる書面（直近過去 3 年間の貸借対照表、損益計算書等）
- ・ （個人の場合）食堂等飲食店の経営の経験や実績を説明する書面 など

(2) 提出部数

申請書類は、1 部提出してください。

(3) 申請期間

応募を受け付ける期間及び時間は、次に掲げるとおりです。

申請期間：令和 2 年 1 月 2 4 日（金）～令和 2 年 2 月 2 5 日（火）（必着とします。）

受付時間：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 土日・祝日は除きます。

(4) 提出方法

申請書類の提出方法は、持参又は郵送とします。

提出先：佐賀県立九州陶磁文化館

住 所：佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3 1 0 0 - 1

第 3 出店者の決定

1 決定方法

提出された申請書類により、企画提案内容等について、佐賀県立九州陶磁文化館カフェテラス運営事業者選定委員会で審査し、出店者を決定します。

また、審査においては、書面審査に加え、ヒアリングを行います。

ヒアリングの日程、時間等については、別途通知します。

審査結果については、各申請者に別途通知します。

2 決定時期

令和 2 年 3 月上旬

第 4 募集内容等の問い合わせ先

佐賀県立九州陶磁文化館

電 話：0 9 5 5 - 4 3 - 3 6 8 1

F A X : 0 9 5 5 - 4 3 - 3 3 2 4

Eメールアドレス : kyuto@pref.saga.lg.jp

担当者 企画総務課 黒木 淳一郎

第5 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報は、出店者選考のためにのみ利用し、それ以外の目的では利用しません。